

固定資産(土地)の 現況を調査します

固定資産(土地)の地目については、登記の地目にかかわらずなく、その年の1月1日の現況により認定し、その評価については、総務省が定める固定資産評価基準に基づく茂原市固定資産(土地)評価事務取扱要領によって行います。

◆調査対象

主に土地の分筆、合筆、地目変更および現況の利用状況の変更(家屋の新築・滅失等)があった土地。

※なお、調査職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

◆地目認定の例

登記の地目と現況の地目が一致していない場合には、現況の地目によって認定を行います。例えば、登記地目が農地、山林または雑種地等で、住宅が建っている場合は宅地として認定します。また、認定の単位は原則として一筆ごととし、その土地全体の状況を観察して認定します。



固定資産税(新築家屋)を 軽減します

平成28年3月31日までに家屋を新築された方で、次の要件をすべて満たしている場合に、一定の期間について固定資産税を軽減します。

◆対象要件

①専用住宅もしくは居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅であること。

②居住部分の床面積が、一戸につき50㎡以上280㎡以下であること(共同住宅の場合は、1区画につき40㎡以上280㎡以下)。

③玄関、台所、トイレ、居室

等があり、居室の要件を備えていること。

◆軽減率

新築家屋にかかる固定資産税額を2分の1に減額

※ただし、軽減の対象は居住部分について一戸あたり床面積120㎡までとなります。

◆軽減の期間

・一般の住宅⇨新築後3年度分
・3階建以上の中高層耐火住宅等⇨新築後5年度分

※長期優良住宅の認定を受けて新築された方は、右記の軽減期間がさらに2年度延長されます。軽減を受ける場合は、固定資産税減額申告書および長期優良住宅認定通知書の写しを提出してください。

◆その他

一定の要件を備えた改修工事(住宅耐震改修に伴う工事、バリアフリー改修工事、住宅の省エネ改修工事)を行った場合にも固定資産税の軽減を受けられる場合があります。

お問い合わせは、
資産税課(2階)

☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

障害者(児)の方の 各種手当があります

在宅の障害者(児)の方に対して、左記の各種手当があります。お問い合わせください。

なお申請については各種手当用の診断書等が必要な場合があります。
お問い合わせは、
障害福祉課(2階)
☎(20)1666、FAX(20)1610へ。

手当の名称	障害の程度	所得制限	年齢要件	その他要件	手当月額
特別児童扶養手当	・身体障害者手帳1～3級程度、または療育手帳A～B1程度。 ・日常生活で常に介助、介護を必要とする精神障害の方。	有	20歳未満	施設入所者は不可	1級 51,100円 2級 34,030円
障害児福祉手当	・身体障害者手帳1～2級、または療育手帳A程度。 ・日常生活において常時特別の介護を必要とする方。	有	20歳未満	施設入所者は不可	14,480円
特別障害者手当	・重度(1～2級)障害が重複している方。 ・療育手帳Aの1、又は同程度の重度精神障害の方。 ・日常生活において常時特別の介護を必要とする方。	有	20歳以上	施設入所者は不可 3ヶ月以上の入院中不可	26,620円

◆更新のご案内

すでに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の資格を有する方に、7月31日㊦に所得状況届を送付しましたので届出をお願いします。受付期間は、8月11日㊦～9月10日㊦です。なお、受付期間内に届出がないと、8月以降の手当が受給できなくなる可能性がありますのでご注意ください。